

長町景観地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		長町景観地区まちづくり計画			
まちづくり計画の対象となる区域		長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目及び片町2丁目の各一部			
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約7.7ha			
まちづくりの目標		<p>本地区は、「長町武家屋敷群」として、旧武士系住宅、連続する土塀や長屋門、大野庄用水、庭木の雪吊りや土塀の薦掛けなど、藩政期から残る武家居住地の情緒ある風情が色濃く残っており、金沢の武家文化が凝縮されている地区である。</p> <p>この歴史ある街並みを保存し、後世に継承していくとともに、快適で良好な住みよいまちづくりの推進を図ることを目標とする。</p>			
まちづくりの方針		長町景観地区として、歴史と情緒が色濃く残る地区の特性や文化的価値と、良好な居住環境が共存したまちづくりを推進する。			
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の細区分	住居地区 (一低層)	住居地区 (一住)	住居地区 (二住)	商業地区 (商業)
	面積	約2.1ha	約3.7ha	約0.9ha	約1.0ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。用途変更する場合も同様とする。ただし、(1)については、平成30年12月7日(協定締結日)に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に、同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。			
		(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(事務所を含む)			
			(2) 自動車教習所、畜舎、自動車修理工場又は葬儀場 (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(に)項第2号に掲げる工場 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第7項各号(無店舗型性風俗特殊営業)、第8項(映像送信型性風俗特殊営業)、第10項(無店舗型電話異性紹介営業)及び第13項各号(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供する建築物		(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) カラオケボックスその他これに類するもの
	—	—	—	(7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 建築基準法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの (9) 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの (10) 建築基準法別表第2(り)項第3号に掲げるもの	

その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の細区分	住居地区 (一低層)	住居地区 (一住)	住居地区 (二住)	商業地区 (商業)
	建築物等の用途の制限				(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号(風俗営業)、第6項第3号及び第5号(店舗型風俗特殊営業)並びに第9項(店舗型電話異性紹介営業)に掲げる営業の用に供する建築物
	建築物等の形態又は意匠の制限	(広告物等) (1) 屋外広告物等を設置する場合(変更する場合を含む。)は、事前に長町景観地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)に連絡しなければならない。 (2) 屋外広告物等は地区内の伝統的街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。			
	土地利用等の制限	(1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更する場合も含む。)は、事前に協議会に連絡しなければならない。 (2) 駐車場を設置する場合は、金沢市景観計画長町景観地区景観形成基準による。			
その他	(1) 建築物を旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供しない。ただし、良好な居住環境を損なわないと協議会が認める場合については、この限りでない。 (2) 建築物を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供しない。ただし、良好な居住環境を損なわないと協議会が認める場合については、この限りでない。 (3) 物品販売店舗(日用品の販売を目的とする店舗等を除く。)では、歴史ある街並みと良好な住環境を損なわない物品を販売する。 (4) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。 (5) 観光客に対して、マナーの啓発に努める。 (6) 自動販売機を設置する場合は、街並みとの調和に配慮した落ち着いた色調とし、ゴミ箱の設置に努めるなど周辺の住環境を阻害しないように配慮する。また、新たに設置する場合は、事前に協議会に連絡しなければならない。 (7) 夜間の照明は、暖かみのある柔らかな光を基本とし、伝統的な街並みの雰囲気演出に努める。また、季節的なイルミネーション等の照明は設置しない。 (8) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。また、所有者又は管理者を変更する場合は、事前に協議会に連絡しなければならない。 (9) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。 (10) 地域の防災活動に積極的に参加及び協力をする。				

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成30年12月7日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。